

# 2021 DISCLOSURE

## 【資料編】

### 令和2年度 アイオー信用金庫の現況

#### 法律で定める開示項目

※数字の前に「事」と記載されている場合は「事業概況編」の該当ページです。

##### 1. 金庫の概況及び組織に関する事項

- ① 事業の組織 ..... 事3
- ② 理事・監事の氏名及び役職名 ..... 事3
- ③ 事務所の名称及び所在地 ..... 事19

##### 2. 金庫の主要な事業の内容 ..... 事13~14

##### 3. 金庫の主要な事業に関する事項

- ① 直近の事業年度における事業の概況 ..... 事5~6
- ② 直近の5事業年度における主要な事業の状況を示す指標
  - (A) 経常収益 ..... 5
  - (B) 経常利益又は経常損失 ..... 5
  - (C) 当期純利益又は当期純損失 ..... 5
  - (D) 出資総口数及び出資総額 ..... 5
  - (E) 純資産額 ..... 5
  - (F) 総資産額 ..... 5
  - (G) 預金積金残高 ..... 5
  - (H) 貸出金残高 ..... 5
  - (I) 有価証券残高 ..... 5
  - (J) 単体自己資本比率 ..... 5
  - (K) 出資に対する配当金 ..... 5
  - (L) 職員数 ..... 5

##### ③ 直近の2事業年度における事業の状況

###### (A) 主要な業務の状況を示す指標

- 業務粗利益/業務粗利益率/業務純益/実質業務純益/  
コア業務純益/コア業務純益(投資信託解約損益を除く) ..... 6
- 資金運用収支/役員取引等収支/特定取引収支(該当ありません)/  
その他業務収支 ..... 6
- 資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高/利息/利回り/  
総資金利鞘 ..... 5
- 受取利息の増減/支払利息の増減 ..... 5
- 総資産経常利益率 ..... 6
- 総資産当期純利益率 ..... 6

###### (B) 預金に関する指標

- 流動性預金の平均残高/定期性預金の平均残高/  
譲渡性預金の平均残高(該当ありません)/その他の預金の平均残高 ..... 7
- 固定金利定期預金の残高/変動金利定期預金の残高/  
その他の定期預金の残高 ..... 7

###### (C) 貸出金等に関する指標

- 手形貸付の平均残高/証書貸付の平均残高/  
当座貸越の平均残高/割引手形の平均残高 ..... 8
- 固定金利の貸出金残高/変動金利の貸出金残高 ..... 8
- 担保の種類別貸出金残高/担保の種類別債務保証の見返額 ..... 9
- 使途別貸出金残高 ..... 8
- 業種別貸出金残高/貸出金の総額に占める割合 ..... 8
- 預貸率の期末値/預貸率の期中平均値 ..... 6

###### (D) 有価証券に関する指標

- 商品有価証券の種類別の平均残高(該当ありません)
- 有価証券の種類別の残高 ..... 10
- 預証率の期末値/預証率の期中平均値 ..... 11
- 有価証券の残存期間別残高 ..... 11

##### 4. 金庫の事業の運営に関する事項

- ① リスク管理の態勢 ..... 13
- ② 法令等の遵守態勢 ..... 13~14
- ③ 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況 ..... 25
- ④ 金融ADR制度への対応 ..... 14

##### 5. 金庫の直近の2事業年度における財産の状況

- ① 貸借対照表/損益計算書/剰余金処分計算書 ..... 1~4
- ② 貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額
  - (A) 破綻先債権 ..... 12
  - (B) 延滞債権 ..... 12
  - (C) 3か月以上延滞債権 ..... 12
  - (D) 貸出条件緩和債権 ..... 12
- ③ 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益
  - (A) 有価証券 ..... 10
  - (B) 金銭の信託 ..... 11
  - (C) 信用金庫法施行規則第102条第1項第5号に掲げる取引(デリバティブ取引等)  
(該当ありません)

###### ④ 貸倒引当金の期末残高/貸倒引当金の期中の増減額 ..... 9

###### ⑤ 貸出金償却額 ..... 9

###### ⑥ 貸借対照表/損益計算書/剰余金処分計算書について会計監査人の 監査を受けている場合はその旨 ..... 2

##### 6. 金融再生法の開示基準での資産区分 ..... 12

##### 7. 自己資本の充実の状況

###### 単体における事業年度の開示事項

- (A) 定性的な開示事項 ..... 17~18
- (B) 自己資本の構成に関する開示事項 ..... 19
- (C) 定量的な開示事項 ..... 20~24

※連結すべき子会社等は該当ありません。

計数は単位未満を切り捨てて表示しています。

# 第93期決算のご報告

## 貸借対照表

(単位:百万円)

資産の部	令和2年3月末	令和3年3月末
現金	3,167	3,364
預け金	38,498	38,650
買入金銭債権	214	175
金銭の信託	0	0
有価証券	87,012	99,777
国債	15,381	22,750
地方債	4,591	4,428
社債	38,676	44,826
株式	818	439
その他の証券	27,544	27,332
貸出金	182,552	190,832
割引手形	2,843	2,045
手形貸付	15,532	11,430
証書貸付	155,586	170,227
当座貸越	8,590	7,128
その他資産	1,877	1,903
未決済為替貸	68	65
信金中金出資金	1,277	1,277
前払費用	8	25
未収収益	270	275
その他の資産	253	260
有形固定資産	2,539	2,502
建物	1,211	1,153
土地	956	956
リース資産	31	87
その他の有形固定資産	340	305
無形固定資産	62	79
ソフトウェア	46	32
リース資産	—	30
その他の無形固定資産	16	16
繰延税金資産	83	55
債務保証見返	595	744
貸倒引当金	△1,051	△1,591
(うち個別貸倒引当金)	(△876)	(△1,132)
資産の部合計	315,553	336,493

負債の部	令和2年3月末	令和3年3月末
預金積金	298,859	319,614
当座預金	3,776	4,500
普通預金	135,144	160,208
貯蓄預金	305	386
通知預金	74	7
定期預金	149,215	144,260
定期積金	8,364	8,240
その他の預金	1,977	2,009
その他負債	758	819
未決済為替借	130	125
未払費用	171	120
給付補填備金	2	2
未払法人税等	18	7
前受収益	101	89
払戻未済金	21	32
払戻未済持分	1	1
職員預り金	180	200
リース債務	31	117
資産除去債務	40	40
その他の負債	59	80
賞与引当金	136	125
退職給付引当金	786	676
役員退職慰労引当金	94	112
睡眠預金払戻損失引当金	70	54
偶発損失引当金	151	46
再評価に係る繰延税金負債	12	12
債務保証	595	744
負債の部合計	301,465	322,207
純資産の部		
出資金	1,740	1,708
普通出資金	1,740	1,708
利益剰余金	11,573	11,757
利益準備金	1,815	1,815
その他利益剰余金	9,758	9,942
特別積立金	7,000	7,000
当期末処分剰余金	2,758	2,942
処分未済持分	△0	△0
会員勘定合計	13,314	13,466
その他有価証券評価差額金	740	786
土地再評価差額金	33	33
評価・換算差額等合計	773	819
純資産の部合計	14,087	14,286
負債及び純資産の部合計	315,553	336,493

## ■ 損益計算書

(単位:百万円)

	令和元年度	令和2年度
経常収益	4,574	4,488
資金運用収益	3,687	3,732
貸出金利息	2,716	2,674
預け金利息	73	60
有価証券利息配当金	859	962
その他の受入利息	37	33
役員取引等収益	431	419
受入為替手数料	219	213
その他の役員収益	211	205
その他業務収益	177	90
外国為替売買益	—	0
国債等債券売却益	119	51
その他の業務収益	57	38
その他経常収益	278	246
償却債権取立益	72	57
株式等売却益	178	68
金銭の信託運用益	0	0
その他の経常収益	27	120
経常費用	4,309	4,250
資金調達費用	40	26
預金利息	37	24
給付補填備金繰入額	1	1
その他の支払利息	0	1
役員取引等費用	372	369
支払為替手数料	82	78
その他の役員費用	289	290
その他業務費用	14	173
外国為替売買損	0	—
国債等債券売却損	—	0
国債等債券償還損	—	16
国債等債券償却	—	152
その他の業務費用	14	4
経費	3,223	3,055
人件費	2,059	1,960
物件費	1,123	1,054
税金	39	40
その他経常費用	658	625
貸倒引当金繰入額	85	582
貸出金償却	481	4
その他の経常費用	92	38
経常利益	265	237
特別利益	3	—
固定資産処分益	3	—
特別損失	24	1
固定資産処分損	24	1
税引前当期純利益	244	236
法人税、住民税及び事業税	35	5
法人税等調整額	0	11
法人税等合計	36	17
当期純利益	208	219
繰越金(当期末残高)	2,550	2,723
当期末処分剰余金	2,758	2,942

## ■ 剰余金処分計算書

(単位:千円)

	令和元年度	令和2年度
未処分剰余金	2,758,042	2,942,240
剰余金処分量	34,805	34,111
普通出資に対する配当金	34,805	34,111
繰越金(当期末残高)	2,723,236	2,908,129

令和元年度、令和2年度の貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書は、信用金庫法第38条の2の規定に基づき、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

令和2年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書(以下、「財務諸表」という。)並びに財務諸表作成に係る内部監査等について適正性・有効性等を確認しております。

令和3年6月22日

アイオー信用金庫

理事長 長谷川 淳一

## 貸借対照表の注記

- 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。  
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記2と同じ方法によっております。
- 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。  
また、主な耐用年数は次のとおりであります。  
建物 8年～50年 その他 3年～20年  
無形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
- 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
- 外貨建資産は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。  
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。  
上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。  
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、リスク管理部が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。  
なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額のうち、991百万円を取立不能見込額として債権額から直接減額しております。
- 賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。  
過去勤務費用 その発生年度の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理  
数理計算上の差異 各発生年度の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生する翌事業年度から費用処理  
また、当金庫は、複数事業主(信用金庫等)により設立された2つの企業年金制度(総合設立型厚生年金基金及び連合設立型確定給付企業年金基金)に加入しております。  
総合設立型厚生年金基金については、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。  
連合設立型確定給付企業年金基金の第1給付部分については、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該年金制度の第1給付部分への拠出額を退職給付費用として処理しております。(当該年金制度は第1給付部分(共通給付部分)と第2給付部分(事業所給付部分)と構成されております)  
なお、それぞれの企業年金制度全体(連合設立型確定給付企業年金基金では、第1給付部分のみ)の直近の積立状況及び制度全体(連合設立型確定給付企業年金基金では、第1給付部分のみ)の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。

### (1) 総合設立型厚生年金基金

- ①制度全体の積立状況に関する事項(令和2年3月31日現在)

年金資産の額	1,575,980百万円
年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額	1,718,649百万円
差引額	△142,668百万円
- ②制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合(令和2年3月31日現在) 0.2737%
- ③補足説明  
上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高189,351百万円(及び年金財政計算上の別途積立金46,682百万円)であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年0ヶ月の元利均等償却であり、当金庫は当事業年度の財務諸表上、特別掛金50百万円を費用処理しております。

なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じてることで算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。

### (2) 連合積立型確定給付企業年金基金(第1給付部分)

- ①第1給付部分の積立状況に関する事項(令和2年3月31日現在)

年金資産の額	65百万円
年金財政計算上の数理債務額	65百万円
差引額	0百万円
- ②第1給付部分に占める当金庫の掛金拠出割合(令和2年3月31日現在) 4.8725%
- ③補足説明  
上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高2百万円あります。本制度における過去勤務債務の償却方法は平成22年4月から期間20年の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の財務諸表上、特別掛金1百万円を費用処理しております。

なお、特別掛金の額は、予め定められた加入者1人あたりの掛金額を掛金拠出時の拠出対象者の人数に乗じてることで算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。

11. 役員退職慰勞引当金は、役員への退職慰勞金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰勞金の支給見込額のうち当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
12. 睡眠負債払戻引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認められる額を計上しております。
13. 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
14. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。
15. 投資信託(上場投資信託を除く)の解約・償還に伴う差損益については、投資信託の銘柄ごとに益の場合は「有価証券利息配当金」に計上し、損の場合は「国債等債券償還損」に計上しております。
16. 会計上の見積りより当該事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に

係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

- |       |          |
|-------|----------|
| 貸倒引当金 | 1,591百万円 |
|-------|----------|
- 貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として8に記載しております。  
 主要な仮定は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大やそれに伴う経済活動停滞による影響はワクチンの供給により一定程度抑えられるものの当面続くものと想定し、特定業種向け貸出金等の信用リスクに大きな影響があるとの仮定を置いております。  
 なお、個別貸出先の業績変化により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌事業年度に係る財務諸表における個別貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。  
 繰延税金資産 55百万円  
 繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積っております。  
 当該見積りは将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の財務諸表において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。
17. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額599百万円
  18. 有形固定資産の減価償却累計額3,769百万円
  19. 貸借対照表に計上した固定資産のほか、オンライン端末機、納納機器、車輛等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。
  20. 貸出金のうち、破綻先債権額は381百万円、延滞債権額は5,393百万円であります。  
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く、以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のいからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。  
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
  21. 貸出金のうち、3ヶ月以上延滞債権は78百万円あります。  
なお、3ヶ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3ヶ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
  22. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は925百万円あります。  
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヶ月以上延滞債権に該当しないものであります。
  23. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヶ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は6,778百万円あります。  
なお、20から23に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
  24. 手形引当金は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は2,045百万円あります。
  25. 担保に供している資産は次のとおりであります。

### 担保に供している資産

預け金	8百万円
有価証券	202百万円
担保資産に対応する債務	
預金	7,238百万円

- 上記のほか、為替決済及び当座貸越等の取引の担保として、預け金5,500百万円を差し入れております。
26. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。  
再評価を行った年月日 平成11年3月31日  
同法律第3条第3項に定める再評価の方法  
土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める土地課税台帳に登録されている価格に合理的な調整を行って算出  
同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 △20百万円

27. 出資1口当たりの純資産額 4,180円14銭
28. 金融商品の状況に関する事項

### (1) 金融商品に対する取組方針

当金庫は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。  
 このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)をしております。

- (2) 金融商品の内容及びそのリスク  
当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客さまに対する貸出金です。  
また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。  
これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客さまからの預金であり、流動性リスクに晒されております。

また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。

### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

#### ①信用リスクの管理

当金庫は、融資事務規程及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応などや与信管理に関する体制を整備し運用しております。  
 これらの与信管理は、各営業店のほか融資部により行われ、また、定期的に経営陣による常勤理事会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。  
 さらに、与信管理の状況については、リスク管理部がチェックしております。  
 有価証券の発行体の信用リスク等に関しては、リスク管理部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

#### ②市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理  
 当金庫は、ALMIによって金利の変動リスクを管理しております。  
 リスク管理に関する方針及び規程において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、ALM委員会において実施状況の把握・確認、今後の対応等を協議し、月次ベースで常勤理事会及び理事会に報告しております。  
 日常的には経営企画部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを定期的に行っております。

#### (ii) 為替リスクの管理

当金庫は、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理しております。



(iii) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、四半期毎に作成する余資産運用方針に基づき、理事会の監督の下、余資産運用規程に従い行われております。

このうち、経営企画部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

経営企画部で保有している株式の多くは、事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしています。

これらの情報は経営企画部を通じ、ALM委員会へ定期的に報告するとともに、必要に応じて担当理事より理事会等へも報告しております。

(iv) 市場リスクに係る定量的情報

当金庫では、金融商品の市場リスク量をVaRにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。

当金庫のVaRは分散共分散法(保有期間120日、信頼区間99%、観測期間1年)により算出しており、令和3年3月31日(当事業年度の決算日)現在で当金庫の市場リスク量(損失額の推計値)は全体で2,315百万円です。

ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

なお、金融商品のうち預け金、貸出金及び預金積金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を含めて開示しております。

29. 金融商品の時価等に関する事項

令和3年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります(時価等の算定方法については(注1)参照)。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません(注2)参照)。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 預け金 (*1)	38,650	38,962	311
(2) 有価証券	99,759	99,751	△7
満期保有目的の債券	1,500	1,492	△7
その他有価証券	98,259	98,259	—
(3) 貸出金 (*1)	190,832		
貸倒引当金 (*2)	△1,591		
	189,241	192,726	3,486
金 融 資 産 計	327,649	331,440	3,790
(1) 預金積金 (*1)	319,614	319,729	114
金 融 負 債 計	319,614	319,729	114

(\*1) 預け金、貸出金及び預金積金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」が含まれております。

(\*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、市場金利で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として記載しております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関、情報ベンダーから提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。

なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については30.から32.に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①～③の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

① 破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という)。

② ①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額

③ ①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利で割り引いた価額

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。その割引率は、市場金利を用いております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位:百万円)

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式 (*1)	18
合 計	18

(\*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預け金 (*1)	7,508	17,000	—	4,000
有価証券	5,141	24,593	25,685	36,077
満期保有目的の債券	—	500	1,000	—
その他有価証券のうち満期があるもの	5,141	24,093	24,685	36,077
貸出金 (*2)	34,999	60,234	44,976	41,460
合 計	47,148	101,827	70,661	81,537

(\*1) 預け金のうち、期間の定めがないものは含めておりません。

(\*2) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの、期間の定めがないものは含めておりません。

(注4) 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預 金 積 金 (*1)	110,524	40,039	22	390
合 計	110,524	40,039	22	390

(\*1) 預金積金のうち、期間の定めのないものは含めておりません。

30. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれております。以下、31.まで同様であります。

満期保有目的の債券

(単位:百万円)

	種 類	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	そ の 他	1,000	1,017	17
	小 計	1,000	1,017	17
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	そ の 他	500	474	△25
	小 計	500	474	△25
合 計		1,500	1,492	△7

その他有価証券

(単位:百万円)

	種 類	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	23	19	3
	債 券	42,599	41,154	1,444
	国債	9,920	9,136	783
	地方債	4,428	4,164	263
	社債	28,250	27,852	397
	その他	16,596	15,738	857
	小 計	59,219	56,913	2,306
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式	397	453	△56
	債 券	29,406	30,195	△788
	国債	12,830	13,301	△471
	地方債	—	—	—
	社債	16,576	16,893	△317
	その他	9,235	9,610	△374
	小 計	39,039	40,258	△1,219
合 計		98,259	97,171	1,087

31. 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位:百万円)

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株 式	557	67	—
債 券	12,260	44	0
国 債	11,655	38	—
地 方 債	—	—	—
社 債	604	5	0
そ の 他	246	7	—
合 計	13,063	119	0

32. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券(時価を把握することが極めて困難なものを除く)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするともに、評価差額を当事業年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当事業年度における減損処理額は、152百万円(うち、社債152百万円)であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、時価が取得原価に比べて50%以下下落したことのほか、30%以上50%未満下落した銘柄については過去の価格動向や業績推移等を考慮しています。

33. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、36,062百万円です。このうち、契約残存期間が1年以内のものが8,356百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

34. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	繰延税金負債
貸出金有税償却額	その他有価証券評価差額金
274百万円	300百万円
退職給付引当金損算入限度超過額	その他
187百万円	6百万円
貸倒引当金損算入限度超過額	繰延税金負債合計
313百万円	306百万円
その他	繰延税金資産の純額
281百万円	55百万円
繰延税金資産小計	
1,055百万円	
評価性引当額	
△694百万円	
繰延税金資産合計	
361百万円	

35. 表示方法の変更

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号2020年3月31日)を当該事業年度の年度末に係る計算書類から適用し、16.に会計上の見積りに関する注記を記載しております。

36. 追加情報

「会計基準の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号令和2年3月31日)を当事業年度の年度末に係る計算書類から適用し、「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続」を15.に注記しております。

損益計算書の注記

- 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 出資1口当たり当期純利益金額 63円45銭
- 「その他の経常収益」には偶発損失引当金戻入104百万円、睡眠預金払戻損失引当金戻入16百万円を含んでおります。
- 「その他の経常費用」には責任共有制度費用32百万円を含んでおります。

# 営業の状況

## ■ 主要経営指標の推移

(単位:百万円)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
預金積金残高	284,779	289,850	293,823	298,859	319,614
貸出金残高	177,677	181,425	182,373	182,552	190,832
有価証券残高	76,382	68,151	78,185	87,012	99,777
純資産額	14,563	14,211	14,759	14,087	14,286
総資産額	302,282	306,612	311,141	315,553	336,493
経常収益	4,655	4,612	4,327	4,574	4,488
経常費用	3,975	4,366	4,029	4,309	4,250
経常利益	680	246	297	265	237
当期純利益	630	81	232	208	219
単体自己資本比率	9.30%	9.03%	8.88%	8.91%	9.62%
常勤役員数	8	8	8	7	7
職員数	301	298	297	291	281
計	309	306	305	298	288
(期中平均)	(317)	(319)	(319)	(315)	(302)

※ 単体自己資本比率は、信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫が保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当かどうかを判断するために金融庁長官が定める基準に係る算式に基づき算出しております。  
なお、当金庫は国内基準を採用しております。

(単位:出資に対する配当金額 百万円)

	平成29年3月末	平成30年3月末	平成31年3月末	令和2年3月末	令和3年3月末
出資総額	1,785	1,771	1,761	1,740	1,708
個人	1,315	1,312	1,306	1,256	1,224
法人	469	458	454	483	484
出資総口数	3,570,521	3,542,030	3,522,778	3,481,067	3,417,732
出資会員数	23,698	23,538	23,363	23,110	22,959
個人	20,172	19,982	19,798	19,571	19,372
法人	3,526	3,556	3,565	3,539	3,587
出資に対する配当金額	35	35	35	34	34
出資配当率	年2.0%	年2.0%	年2.0%	年2.0%	年2.0%
(出資1口当たり)	(10円)	(10円)	(10円)	(10円)	(10円)

## ■ 資金運用・調達勘定平均残高・利息・利回

	平均残高(百万円)		受取利息・支払利息(千円)				利回	
			前期比増減(千円)					
	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度
資金運用勘定	304,273	328,186	3,687,733	3,732,033	1,725	44,300	1.21%	1.13%
うち貸出金	179,810	189,076	2,716,601	2,674,793	△54,138	△41,808	1.51%	1.41%
うち預け金	39,956	45,445	73,954	60,874	△21,288	△13,080	0.18%	0.13%
うち有価証券	82,186	92,194	859,230	962,941	84,528	103,710	1.04%	1.04%
うちその他	2,320	1,470	37,946	33,424	△7,374	△4,522	1.63%	2.27%
資金調達勘定	295,394	318,881	40,150	26,595	△17,561	△13,555	0.01%	0.00%
うち預金積金	295,193	318,677	39,151	25,580	△17,586	△13,571	0.01%	0.00%
うちその他	200	204	998	1,015	24	16	0.49%	0.49%

※ 資金運用勘定は、無利息預け金の平均残高及び金銭の信託を、資金調達勘定は、金銭の信託運用見合い額の平均残高及び利息を、それぞれ控除して表示しております。

## ■ 業務粗利益

(単位:百万円)

	令和元年度	令和2年度
資金運用収益	3,687	3,732
資金調達費用	40	26
資金運用利益	3,647	3,705
役務取引等収益	431	419
役務取引等費用	372	369
役務取引等利益	58	50
その他業務収益	177	90
その他業務費用	14	173
その他業務利益	162	△83
業務粗利益	3,869	3,672
業務粗利益率	1.27%	1.11%

(注) 1. 資金調達費用は、金銭の信託運用見合費用(令和元年度0百万円、令和2年度は該当なし)を控除して表示しております。

2. 業務粗利益率=業務粗利益/資金運用勘定平均残高×100

3. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

## ■ 業務純益

(単位:百万円)

	令和元年度	令和2年度
業務純益	810	350
実質業務純益	664	634
コア業務純益	545	753
コア業務純益 (投資信託解約損益を除く。)	529	634

(注) 1. 業務純益=業務収益-(業務費用-金銭の信託運用見合費用)

業務費用には、例えば人件費のうち役員賞与等のような臨時的な経費等を含まないこととしています。

また、貸倒引当金繰入額が全体として繰入超過の場合、一般貸倒引当金繰入額(または取崩額)を含みます。

2. 実質業務純益=業務純益+一般貸倒引当金繰入額

実質業務純益は、業務純益から、一般貸倒引当金繰入額の影響を除いたものです。

3. コア業務純益=実質業務純益-国債等債券損益

国債等債券損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。

## ■ その他業務利益の内訳

(単位:千円)

	令和元年度	令和2年度
その他業務収益	177,180	90,108
外国為替売買益	—	45
国債等債券売却益	119,588	51,154
国債等債券償還益	—	—
その他の業務収益	57,592	38,907
その他業務費用	14,266	173,904
外国為替売買損	10	—
国債等債券売却損	—	761
国債等債券償還損	—	16,584
国債等債券償却	—	152,520
その他の業務費用	14,255	4,037
その他業務利益	162,914	△83,795

## ■ 諸比率

	令和元年度	令和2年度
総資産経常利益率	0.08%	0.07%
総資産当期純利益率	0.06%	0.06%
資金運用利回	1.21%	1.13%
資金調達原価率	1.09%	0.96%
総資金利鞘	0.12%	0.17%
末残預貸率	61.08%	59.70%
平残預貸率	60.91%	59.33%

※ 総資産経常(当期純)利益率(または損失率) =  $\frac{\text{経常(当期純)利益(または損失)}}{\text{総資産(除く債務保証見返)平均残高}} \times 100$

## ■ 経費の内訳

(単位:千円)

	令和元年度	令和2年度
人件費	2,059,965	1,960,065
報酬給料手当	1,625,886	1,545,063
退職給付費用	190,889	192,888
その他	243,188	222,113
物件費	1,123,687	1,054,658
事務費	412,408	413,778
旅費・交通費	647	103
通信費	45,922	44,015
事務機械賃借料	27,982	26,711
事務委託費	247,637	270,299
その他事務費	90,219	72,647
固定資産費	283,217	261,716
土地建物賃借料	62,359	62,279
保全管理費	152,672	144,388
その他固定資産費	68,186	55,048
事業費	96,301	67,321
広告宣伝費	39,871	27,154
交際費・寄贈費・諸会費	35,652	20,977
その他の事業費	20,777	19,189
人事厚生費	24,702	14,078
減価償却費	211,873	204,535
その他	95,184	93,228
税金	39,540	40,881
合計	3,223,193	3,055,604

# 預金積金

## 科目別預金残高

(単位:百万円)

	平均残高		期末残高		期末残高構成比	
	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度
流動性預金	133,817	160,041	139,301	165,104	46.6%	51.6%
当座預金	2,999	3,818	3,776	4,500	1.2%	1.4%
普通預金	130,476	155,835	135,144	160,208	45.2%	50.1%
貯蓄預金	323	373	305	386	0.1%	0.1%
通知預金	17	13	74	7	0.0%	0.0%
定期性預金	160,399	157,651	157,580	152,501	52.7%	47.7%
定期預金	152,176	149,472	149,215	144,260	49.9%	45.1%
固定金利定期預金	152,162	149,458	149,200	144,245	49.9%	45.1%
変動金利定期預金	13	13	13	13	0.0%	0.0%
その他	0	0	0	0	0.0%	0.0%
定期積金	8,223	8,178	8,364	8,240	2.8%	2.6%
譲渡性預金	—	—	—	—	—	—
その他預金	976	984	1,977	2,009	0.6%	0.6%
合計	295,193	318,677	298,859	319,614	100.0%	100.0%
会員			91,789	102,133	30.7%	32.0%
会員外			207,069	217,481	69.3%	68.0%

## 預金者別預金残高

(単位:百万円)

	令和2年3月末	令和3年3月末
個人預金	244,219	254,159
法人預金	54,639	65,455
一般法人	45,831	56,334
金融機関	56	49
公金	8,751	9,071
合計	298,859	319,614

## 財形貯蓄の残高

(単位:百万円)

	令和2年3月末	令和3年3月末
件数	246	239
金額	410	438

# 為替

## 内国為替期中取扱金額

(単位:億円)

		令和元年度	令和2年度
送金・振込為替	送った分	1,928	1,967
	受けた分	2,330	2,510
代金取立	送った分	79	61
	受けた分	35	27
合計		4,373	4,567



# 貸出金

## 科目別貸出金残高

(単位:百万円)

	平均残高		期末残高		期末残高構成比	
	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度
割引手形	2,726	1,984	2,843	2,045	1.5%	1.0%
手形貸付	14,675	13,199	15,532	11,430	8.5%	5.9%
証書貸付	154,531	166,810	155,586	170,227	85.2%	89.2%
当座貸越	7,876	7,080	8,590	7,128	4.7%	3.7%
合計	179,810	189,076	182,552	190,832	100.0%	100.0%
固定金利貸付			95,453	104,747	52.2%	54.8%
変動金利貸付			87,099	86,085	47.7%	45.1%

## 業種別貸出金残高

(単位:百万円)

	令和2年3月末		令和3年3月末	
	残高	構成比	残高	構成比
製造業	23,485	12.8%	25,021	13.1%
農業、林業	205	0.1%	152	0.0%
漁業	0	0.0%	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	116	0.0%	80	0.0%
建設業	12,600	6.9%	14,103	7.3%
電気・ガス・熱供給・水道業	2,553	1.3%	2,838	1.4%
情報通信業	136	0.0%	113	0.0%
運輸業、郵便業	8,932	4.8%	10,077	5.2%
卸売業、小売業	9,007	4.9%	10,339	5.4%
金融業、保険業	9,501	5.2%	9,488	4.9%
不動産業	29,040	15.9%	27,940	14.6%
物品賃貸業	966	0.5%	887	0.4%
学術研究、専門・技術サービス業	552	0.3%	764	0.4%
宿泊業	591	0.3%	640	0.3%
飲食業	1,293	0.7%	1,912	1.0%
生活関連サービス業、娯楽業	1,301	0.7%	1,604	0.8%
教育、学習支援業	499	0.2%	518	0.2%
医療、福祉	5,910	3.2%	6,137	3.2%
その他のサービス	4,990	2.7%	5,897	3.0%
小計	111,684	61.1%	118,518	62.1%
地方公共団体	20,031	10.9%	21,707	11.3%
個人(住宅・消費・納税資金等)	50,836	27.8%	50,606	26.5%
住宅ローン	42,083	82.7% (*)	42,673	84.3% (*)
合計	182,552	100.0%	190,832	100.0%
会員	148,881	81.5%	155,326	81.3%
会員外	33,670	18.4%	35,505	18.6%
設備資金残高	96,459	52.8%	94,221	49.3%
運転資金残高	86,093	47.1%	96,610	50.6%

※住宅ローン欄の構成比は、個人貸付残高に占める割合です。

# 貸出金

## ■ 担保別貸出金残高

(単位:百万円)

	令和2年3月末	令和3年3月末
当金庫預金積金	5,388	4,278
有価証券	—	—
動産	—	—
不動産	44,383	41,569
その他	614	493
信用保証保険・保証協会	28,765	47,344
保証	33,710	31,489
信用	69,690	65,657
合計	182,552	190,832

## ■ 担保別債務保証見返額

(単位:百万円)

	令和2年3月末	令和3年3月末
当金庫預金積金	2	2
有価証券	—	—
動産	—	—
不動産	55	55
その他	—	—
信用保証保険・保証協会	—	—
保証	62	51
信用	474	635
合計	595	744

## ■ 代理貸付残高

(単位:百万円)

	令和2年3月末	令和3年3月末
信金中央金庫	473	635
(株)日本政策金融公庫	9	7
(独)中小企業基盤整備機構	15	10
(独)住宅金融支援機構	3,047	2,767
(独)福祉医療機構	80	66
合計	3,626	3,486

## ■ 貸倒引当金の内訳

(単位:百万円)

	令和元年度					令和2年度				
	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	320	175	—	320	175	175	459	—	175	459
個別貸倒引当金	685	876	40	645	876	876	1,132	42	834	1,132
合計	1,006	1,051	40	966	1,051	1,051	1,591	42	1,009	1,591

## ■ 貸出金償却額

(単位:百万円)

	令和元年度	令和2年度
貸出金償却額	481	4

## ■ 貸出運営についての考え方

当金庫は、「地域社会の発展に貢献する」という社会的使命のもと、中小企業の健全な発展、豊かな国民生活の実現、地域社会繁栄への奉仕をビジョンに掲げております。

したがって、当金庫の融資業務の特徴は、特定業種のお客さまや大口先等、一部の顧客に偏ることなく、会員である地域の中小企業や個人の皆さまを対象として、融資の機会の平等を原則に「小口多数取引に徹する」ことにあります。

さらに「地元のソリューションをミライへ。5Sを掲げ、地域貢献するしんぎんを目指します。」を標榜する当金庫といたしましては、住宅ローン、教育ローン、マイカーローン等各種消費者ローン、運転・設備資金、制度融資や代理貸付等、豊富な金融商品を取り揃え、幅広いお客さまの多様な資金ニーズにきめ細かくお応えできるよう鋭意努めております。

また、個々の融資に際しては、お客さまの信用状況や事業計画の妥当性等十分に検討させていただき、厳正な審査を行うことにより、貸出資産の健全性の維持・向上に努めております。

# 有価証券

## ■ 有価証券の種類別残高

### 1. 売買目的有価証券

該当ありません。

### 2. 満期保有目的の債券で時価のあるもの

(単位:百万円)

	種 類	令和元年度			令和2年度		
		貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	そ の 他	1,000	1,023	23	1,000	1,017	17
	小 計	1,000	1,023	23	1,000	1,017	17
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	そ の 他	500	470	△29	500	474	△25
	小 計	500	470	△29	500	474	△25
合 計		1,500	1,493	△6	1,500	1,492	△7

(注) 1. 時価は、期末日における市場価格等に基づいております。  
 2. 上記の「その他」は、外国証券です。  
 3. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

### 3. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるもの

該当ありません。

### 4. その他有価証券で時価のあるもの

(単位:百万円)

	種 類	令和元年度			令和2年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	282	244	38	23	19	3
	債 券	37,707	36,109	1,598	42,599	41,154	1,444
	国 債	10,092	9,218	874	9,920	9,136	783
	地方債	4,591	4,288	302	4,428	4,164	263
	社 債	23,023	22,602	421	28,250	27,852	397
	そ の 他	12,747	11,925	821	16,596	15,738	857
	小 計	50,737	48,279	2,457	59,219	56,913	2,306
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式	511	711	△200	397	453	△56
	債 券	20,941	21,463	△522	29,406	30,195	△788
	国 債	5,288	5,522	△234	12,830	13,301	△471
	地方債	—	—	—	—	—	—
	社 債	15,653	15,941	△288	16,576	16,893	△317
	そ の 他	13,297	14,009	△711	9,235	9,610	△374
	小 計	34,749	36,183	△1,433	39,039	40,258	△1,219
合 計		85,487	84,463	1,023	98,259	97,171	1,087

(注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。  
 2. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。  
 3. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

### 5. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券

(単位:百万円)

	令和2年3月末	令和3年3月末
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
非 上 場 株 式	24	18
合 計	24	18

#### 商品有価証券及び有価証券の含み(損)益

1. 当金庫においては、商品有価証券の取り扱いはありません。
2. 「時価」は、上場有価証券については決算日時価とし、非上場有価証券については、価格等の算定が可能なものについては時価相当額とし、その他のものについては帳簿価額としております。

# 有価証券

## ■ 有価証券の種類別残存期間別残高

令和元年度

(単位:百万円)

	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定めのないもの	合計
国債	80	2,761	1,690	—	—	10,849	—	15,381
地方債	128	315	315	315	1,555	1,959	—	4,591
短期社債	—	—	—	—	—	—	—	—
社債	1,793	8,093	7,604	3,286	6,050	11,847	—	38,676
株式	—	—	—	—	—	—	818	818
外国証券	—	1,511	5,484	2,092	5,337	4,728	—	19,154
その他の証券	959	446	1,894	1,324	655	—	3,109	8,390

令和2年度

(単位:百万円)

	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定めのないもの	合計
国債	544	2,186	1,678	—	4,505	13,835	—	22,750
地方債	157	314	314	314	2,356	971	—	4,428
短期社債	—	—	—	—	—	—	—	—
社債	3,993	6,049	8,391	4,971	7,553	13,866	—	44,826
株式	—	—	—	—	—	—	439	439
外国証券	903	3,708	3,342	3,902	3,450	4,183	—	19,491
その他の証券	116	843	2,347	660	716	—	3,155	7,840

※ 上記の「その他の証券」は、投資信託等です。

## ■ 有価証券の種類別平均残高・期末残高

(単位:百万円)

	令和元年度		令和2年度	
	平均残高	期末残高	平均残高	期末残高
国債	12,308	15,381	18,144	22,750
地方債	4,372	4,591	4,248	4,428
短期社債	—	—	—	—
社債	36,225	38,676	42,290	44,826
株式	881	818	764	439
外国証券	18,153	19,154	19,428	19,491
その他の証券	10,244	8,390	7,317	7,840
合計	82,186	87,012	92,194	99,777

※ 上記の「その他の証券」は、投資信託等です。

## ■ 公共債引受額

(単位:百万円)

	令和元年度	令和2年度
国債	—	—
地方債	—	—
政府保証債	22	—
合計	22	—

## ■ 預証率

	令和元年度	令和2年度
末残預証率	29.11%	31.21%
平残預証率	27.84%	28.93%

## ■ 金銭の信託

その他の金銭の信託

(単位:百万円)

令和元年度					令和2年度				
貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの
0	0	—	—	—	0	0	—	—	—

(注)「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳です。

## ■ デリバティブ取引 (信用金庫法施行規則第102条第1項第5号に掲げる取引)

該当ありません。



# リスク管理債権・金融再生法開示債権

## ■ リスク管理債権の状況

### 1. 破綻先債権・延滞債権に対する担保・保証及び引当金の引当・保全状況

(単位:百万円)

	令和元年度	令和2年度
破綻先債権額 (A)	1	381
延滞債権額 (B)	4,849	5,393
合計 (C)=(A)+(B)	4,850	5,774
担保・保証額 (D)	3,813	4,313
回収に懸念がある債権額 (E)=(C)-(D)	1,036	1,461
個別貸倒引当金 (F)	876	1,131
同引当率 (G)=(F)/(E)	84.51%	77.47%

(注)1. 「破綻先債権」(A)とは、元本又は利息の支払が遅延が相当期間継続していることその他の事由により、元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(未収利息不計上貸出金)のうち、次のいずれかに該当する債務者に対する貸出金です。

- ①更生手続開始の申立てがあった債務者
- ②再生手続開始の申立てがあった債務者
- ③破産手続開始の申立てがあった債務者
- ④特別清算開始の申立てがあった債務者
- ⑤手形交換所等による取引停止処分を受けた債務者

2. 「延滞債権」(B)とは、未収利息不計上貸出金のうち次の2つを除いた貸出金です。

- ①上記「破綻先債権」に該当する貸出金
- ②債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金

3. 「3か月以上延滞債権」(H)とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しない貸出金です。

4. 「貸出条件緩和債権」(I)とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しない貸出金です。

5. なお、これらの開示額(A、B、H、I)は、担保処分による回収見込額、保証による回収が可能と認められる額や既に引当てている個別貸倒引当金を控除する前の金額であり、全てが損失となるものではありません。

6. 「担保・保証額」(D、K)は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計です。

7. 「個別貸倒引当金」(F)は、貸借対照表上の個別貸倒引当金のうち、破綻先債権額(A)・延滞債権額(B)に対して個別に引当計上した額の合計額です。

8. 「貸倒引当金」(M)には、貸借対照表上の一般貸倒引当金のうち、3か月以上延滞債権額(H)・貸出条件緩和債権額(I)に対して引当てた額を記載しております。

### 2. 3か月以上延滞債権・貸出条件緩和債権に対する担保・保証及び引当金の引当・保全状況

(単位:百万円)

	令和元年度	令和2年度
3か月以上延滞債権額 (H)	—	78
貸出条件緩和債権額 (I)	500	925
合計 (J)=(H)+(I)	500	1,004
担保・保証額 (K)	123	169
回収に管理を要する債権 (L)=(J)-(K)	376	834
貸倒引当金 (M)	49	178
同引当率 (N)=(M)/(L)	13.25%	21.39%

### 3. リスク管理債権の合計額

(単位:百万円)

	令和元年度	令和2年度
(C) + (J)	5,350	6,778

## 金融再生法による開示基準での資産区分

### ■ 金融再生法に基づく開示債権

(単位:百万円)

	令和元年度	令和2年度
破産更正債権及びこれらに準ずる債権	1,932	2,434
危険債権	2,925	3,343
要管理債権	500	1,004
正常債権	177,904	184,898
合計額	183,262	191,680

(注)1. 「破産更正債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻に至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。

3. 「要管理債権」とは、自己査定において要注意先に区分された債務者に対する債権のうち、3か月以上の延滞債権及び貸出条件緩和債権に該当する貸出債権です。

4. 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更正債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権です。

### ■ 金融再生法に基づく開示債権の保全状況

(単位:百万円)

	令和元年度	令和2年度
金融再生法上の不良債権 (A)	5,358	6,703
破産更正債権及びこれらに準ずる債権	1,932	2,434
危険債権	2,925	3,343
要管理債権	500	925
保全額 (B)	4,870	5,796
貸倒引当金 (C)	926	1,310
担保・保証等 (D)	3,944	4,485
保全率 (B)/(A)	90.90%	86.46%
担保・保証等控除後債権に対する引当金率 (C)/((A)-(D))	65.52%	59.10%

(注)1. 担保・保証額は、自己査定に基づいて計算した担保処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。

2. 貸倒引当金は、破産更正債権及びこれらに準ずる債権、危険債権に対する個別貸倒引当金と要管理債権に対する一般貸倒引当金の合計額です。

3. 保全率は、86.46%となっておりますが、別途、剰余金処分後の特別積立金として7,000百万円が資本勘定に留保されておりますので、対応は万全であります。

# リスク管理態勢・法令等遵守態勢

## ■ リスク管理態勢

当金庫では、リスク管理を経営の最重要課題と位置づけ、経営全般にわたるリスク管理の徹底に万全を期するため、次のような施策に取組み健全経営・堅実経営に鋭意努力いたしております。

1. 「リスク管理の基本方針」を制定し、各リスク管理方針を定めて基本姿勢及び各部門の役割や業務部門の責務を明確にしております。
2. リスク管理態勢は、直面するリスクをコントロールすべきリスクと極小化すべきリスクに大別するとともに、次の8項目に区分しそれぞれの管理部門でリスク管理の対応を図っております。

統合的リスク管理…………… リスク管理部

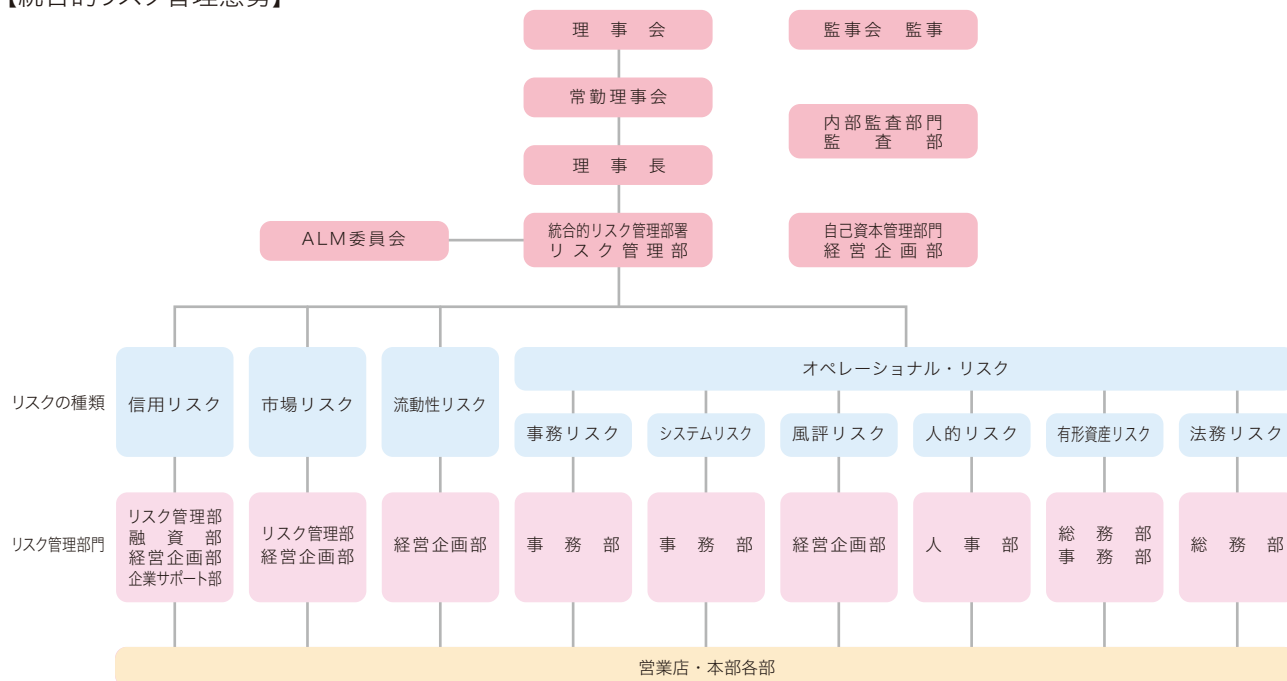
- |                  |                              |                 |         |
|------------------|------------------------------|-----------------|---------|
| (1)信用リスク……………    | リスク管理部・融資部・経営企画部・企業サポート部・営業部 | (5)法務リスク……………   | 総務部     |
| (2)市場リスク、流動性リスク… | リスク管理部・経営企画部                 | (6)風評リスク……………   | 経営企画部   |
| (3)事務リスク……………    | 事務部・本部各部                     | (7)人的リスク……………   | 人事部     |
| (4)システムリスク……………  | 事務部                          | (8)有形資産リスク…………… | 総務部・事務部 |

各管理部門は、「リスク管理の基本方針」並びに「各リスクの管理方針」に基づいて管理規程等の整備を推進しております。

また、リスク管理に関連し、「ALM委員会」を設置し、リスクをコントロール又は極小化するため鋭意努力しております。

3. リスク管理の機能を強化するために、管理手法の更なる開発や各業務部門によるリスクに関する研修・説明会・臨店指導等を通じて、職員の管理能力及び事務レベルの向上を目指しております。

### 【統合的リスク管理態勢】



## ■ 法令等遵守態勢

当金庫は、役職員一人ひとりが公共的使命を自覚するとともに、社会人としての健全な常識やより高い企業倫理を併せ持って業務を行い、社会的責任を果たしていくことが重要との認識に立ち、コンプライアンスを経営の最重要課題と位置づけ取組んでおります。

具体的には、理事会において制定した「アイオー信用金庫行動綱領」・「コンプライアンス態勢を確立するための基本方針」に基づき、年度毎に「コンプライアンス・プログラム」を策定し推進しております。

さらに「倫理行動基準」を制定し、職員の行動基準として各自が携行することにより、コンプライアンス意識のより一層の醸成を図っております。

### アイオー信用金庫行動綱領

1. 信用金庫の社会的使命と公共性の自覚と責任
2. 質の高い金融等サービスの提供と地域社会発展への貢献
3. 法令やルールの厳格な遵守
4. 地域社会とのコミュニケーション
5. 従業員の人權の尊重
6. 環境問題への取組み
7. 社会貢献活動への取組み
8. 反社会的勢力の排除

### 倫理行動基準

1. 法律・規則を守ります。
2. お客さまとの約束を守ります。
3. 差別意識や偏見は持ちません。
4. 職務上知り得た情報は絶対に漏らしません。
5. 公私混同はいたしません。
6. 『三ない』(嘘をつかない、隠し事をしない、見て見ぬふりをしない)を実践いたします。

### コンプライアンス・プログラム

1. 規程等整備の実施計画
2. 内部統制の実施計画

#### (1) 内部管理態勢

- ①コンプライアンスの統括は、総務部が担当しております。
- ②また、コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスに関する協議を行っております。
- ③コンプライアンス担当者の配置  
コンプライアンス態勢を効果的に機能させるため、各業務部門及び営業店にコンプライアンス担当者を配置しております。
- ④各業務部門の役割  
各業務部門は、適切な業務処理が遂行されるよう、法令・規程・庫内文書等に準拠した業務処理の内部統制を適格に行っております。

#### (2) 検査・検証機能

- ①各業務部門及び営業店において、自主点検のための自店検査を行っております。また、年2回全役職員がコンプライアンス・チェックリストによる自己チェックを行っております。
- ②監査部は、各業務部門及び営業店のコンプライアンスが、適切に遵守されているか否かを監査することとしております。
- ③監事はその独立性を確保し、役員に対する業務監査・会計監査等その職務の遂行並びにコンプライアンスの遵守状況を監査するため、法令等規則に則った権限を実行し、業務の健全化に必要な措置を講ずるなど適切に対応しております。

#### 3. 研修・啓蒙活動の実施計画

役員が、職員の研修会等に積極的に関与し、反復継続してコンプライアンスの徹底を図っております。

### 内部通報制度

コンプライアンスに関する相談窓口として「総合相談委員会」を設置し、内部牽制機能を強化しております。

## ■ 反社会的勢力への対応

当金庫では、「反社会的勢力に対する基本方針」を定めるとともに、当座預金や普通預金等の預金規定及び貸金庫規定並びに、信用金庫取引約定書をはじめとするご融資関係の契約書に、暴力団等の反社会的勢力を排除する条項(暴力団排除条項)を導入しております。また、新たに取引をお申し込みいただいた際に、反社会的勢力でないことの表明・確約をお願いしております。

### 反社会的勢力に対する基本方針

当金庫は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、これを遵守します。

1. 当金庫は、反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。
2. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対し、職員の安全を確保しつつ組織として対応し、迅速な問題解決に努めます。
3. 当金庫は、反社会的勢力に対して資金提供、不適切・異例な取引および便宜供与は行いません。
4. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
5. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

## 金融ADR制度への対応

### ■ 苦情処理措置

当金庫は、お客さまからの苦情のお申し出に公正かつ的確に対応するため業務運営体制・内部規則を整備し、その内容をホームページ、ポスター、パンフレット等で公表しています。

苦情は、当金庫営業日(9時～17時)に、お取引のある営業店若しくは当金庫お客様相談室(電話:0120-200-157若しくは0270-30-5026)にお申し出ください。

### ■ 紛争解決措置

当金庫は、紛争解決のため、当金庫営業日(9時～17時)に上記お客様相談室または全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)若しくは関東地区しんきん相談所(9時～17時、電話:03-5524-5671)にお申し出があれば、東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター並びに群馬弁護士会(10時～17時、電話:027-234-9321)の紛争解決センター等にお取次ぎいたします。

また、お客さまから各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。

# 顧客保護等管理態勢

## 顧客保護等管理方針

当金庫は、お客さまの正当な利益の保護や利便性の向上に向けた継続的な取組みを行ってまいります。

1. 当金庫は、お客さまへの説明を要する取引や商品について、そのご理解や知識・経験・資産の状況・取引をする目的等に応じた適正な情報提供と商品説明を行います。
  2. 当金庫は、お客さまからのご意見や苦情については、公平・迅速・誠実に対応し、お客さまのご理解と信頼を得られるよう努めるとともに、お客さまの正当な利益が保護されるよう努めてまいります。
  3. 当金庫は、お客さまとの取引にあたり、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引を適切に管理し、お客さまの利益が保護されるよう努めてまいります。
  4. 当金庫は、お客さまの情報を、適正かつ適法な手段で取得し、法令等で定める場合を除き利用目的の範囲を超えた取扱いやお客さまの同意を得ることなく外部への提供を行いません。また、お客さまの情報を正確に保つよう努めるとともに、情報への不正なアクセスや情報の流出・紛失等の防止のため、必要かつ適切な措置を講じてまいります。
  5. 当金庫は、当金庫が行う業務を外部に委託する場合には、お客さまの情報の管理やお客さまへの対応が適切に行われるよう努めてまいります。
- ※ 本方針において、「お客さま」とは、当金庫とお取引されている方及び当金庫とお取引しようとしている方をいいます。  
※ 本方針において、「お客さまへの説明を要する取引」とは、与信取引、預金等の受入れ、金融商品の販売、仲介、募集等のお客さまと当金庫の間で行われるすべての取引をいいます。

## 個人情報保護宣言（抜粋）

当金庫は、お客さまからの信頼を第一と考え、お客さまの個人情報及び個人番号（以下「個人情報等」といいます。）の適切な保護と利用を図るために、個人情報の保護に関する法律、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び金融分野における個人情報保護に関するガイドライン、その他個人情報等保護に関する関係諸法令等を遵守するとともに、その継続的な改善に努めます。また、個人情報の機密性・正確性の確保に努めます。

### 1. 個人情報等の取得・利用について

当金庫は、あらかじめ利用の目的を明確にして個人情報等の取得をします。また、金庫業務の適切な業務運営の必要から、お客さまの住所・氏名・電話番号、性別、生年月日などの個人情報の取得に加えて、融資のお申込の際には、資産、年収、勤務先、勤続年数、ご家族情報、金融機関でのお借入れ状況など、金融商品をお勧めする際には、投資に関する知識・ご経験、資産状況、年収などを確認させていただくことがあります。

### 2. 個人情報等の利用目的

お客さまの個人情報等の利用目的につきましては、当金庫のホームページの他、店頭掲示のポスター等でもご覧いただけます。

### 3. 個人情報等の正確性の確保について

当金庫は、お客さまの個人情報等について、利用目的の達成のために個人データを正確かつ最新の内容に保つよう努めます。

### 4. 個人情報等の開示・訂正等、利用停止等について

お客さま本人から、当金庫が保有している情報について開示等のご請求があった場合には、請求者をご本人であること等を確認させていただいたうえでお答えします。

### 5. 個人情報等の安全管理について

当金庫は、お客さまの個人情報等の漏えい、滅失、または毀損の防止その他の個人情報等の適切な管理のために必要な個人データの安全管理措置を講じます。

### 6. 委託について

当金庫は、例えば次のような場合に、個人データの取扱いの委託を行っています。また、委託に際しましては、お客さまの個人情報等の安全管理が図られるよう委託先を適切に監督いたします。

- キャッシュカード発行・発送に関わる事務
- ダイレクトメールの発送に関わる事務
- 定期預金の期日案内等の作成・発送に関わる事務
- 情報システムの運用・保守に関わる業務

### 7. 個人情報保護に関する質問・苦情・異議の申し出について

当金庫は、個人情報等の取扱いに係るお客さまからの苦情処理等に適切に取組みます。

なお、当金庫の個人情報等の取扱いに関するご質問・苦情の申し立てにつきましては、当金庫お客さま相談室までご連絡ください。

詳細は、当金庫のホームページの他、店頭備え置きパンフレットをご覧ください。

## 顧客への説明態勢の整備・相談苦情対応機能の強化

1. 当金庫では、与信取引に関する説明態勢に係る内部規則徹底のため、庫内研修を実施し職員への周知を図っております。
2. お客さまからの相談や苦情は、総務部コンプライアンス課（お客様相談室）が一元対応しております。
  - (1) 相談・苦情の内容を関連規程等及び顧客への説明態勢に関する内部規則に照らして検証し、その結果を研修等で職員に周知し業務の改善を図っております。
  - (2) 相談・苦情に関する関連規程等及び顧客への説明態勢に関する内部規則について検証し、規程等の制定・改廃を図っております。
  - (3) 相談・苦情は定期的にコンプライアンス委員会に報告され、役員・本部各部長もその内容を把握し、お客さまの声を金庫全体で受け止めております。

なお、お客さまからのご意見・苦情等は、お取引店舗もしくはお客様相談室までお申し出ください。

**アイオー信用金庫 お客様相談室** 【受付時間】当金庫営業日（9時～17時）

●0120-200-157（フリーダイヤル） ●0270-30-5026（ダイヤルイン）



# 報酬体系について

## 1. 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功勞の対価として退任時に支払う「退職慰勞金」で構成されております。

### (1) 報酬体系の概要

#### 【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

#### 【退職慰勞金】

退職慰勞金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰勞金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めております。

##### a. 決定方法

##### b. 決定時期と支払時期

### (2) 令和2年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

(単位: 百万円)

区 分	支払総額
対象役員に対する報酬等	124

(注) 1. 対象役員に該当する理事は6名、監事は1名です(期中に退任した者を含む)。

2. 上記の内訳は、「基本報酬」106百万円、「退職慰勞金」18百万円となっております。

「退職慰勞金」は、当年度中に支払った退職慰勞金(過年度に繰り入れた引当金を除く)と当年度に繰り入れた役員退職慰勞引当金の合計額です。

### (3) その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第22号)第3条第1項第3号及び第5号に該当する事項はありませんでした。

## 2. 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和2年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

(注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

2. 「同等額」は、令和2年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

3. 令和2年度において対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。

# バーゼルⅢ第3の柱による定性的な開示事項

## ■ 単体における事業年度の開示事項

### 1. 自己資本調達手段の概要

当金庫の自己資本は、出資金および利益剰余金等により構成されております。

なお、当金庫の自己資本調達手段の概要は次のとおりです。

- ・発行主体：アイオー信用金庫
- ・資本調達手段の種類：普通出資
- ・コア資本に係る基礎項目の額に算入された額：1,708百万円

### 2. 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当金庫は、これまで、内部留保による資本の横上げ等を行うことにより自己資本を充実させ、経営の健全性・安全性を十分保っていると評価しております。なお、将来の自己資本の充実策については、年度ごとに掲げる収益計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の横上げを第一義的な施策として考えております。

### 3. 信用リスクに関する項目

#### (1) リスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスクとは、取引先の財務状況の悪化などにより、当金庫の資産の価値が減少ないし消失し、損失を受けるリスクのことをいいます。

当金庫では、信用リスクを当金庫が管理すべき最重要のリスクであるとの認識のうえ、安全性、公共性、流動性、成長性、収益性の5原則に則った厳正な与信判断を行うべく、与信業務の普遍的かつ基本的な理念・指針・規範等を明示した「クレジットポリシー」を制定し、広く役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リスク管理を徹底しています。

信用リスクの評価につきましては、信用格付制度の導入や、厳格な自己査定を実施しております。また信用リスクを計測するため、与信金額、予想デフォルト率等のデータを整備し、信用リスク管理システムにて信用リスク量を計測し、信用リスク管理に活用しています。

以上、一連の信用リスク管理の状況については、リスク管理部門やALM委員会と協議検討を行うとともに、必要に応じて常勤理事会、理事会といった経営陣に対して報告する態勢を整備しております。

信用コストである貸倒引当金は、「資産査定基準」及び「与信に係る資産償却及び引当に関する規程」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに計算された貸倒実績率を基に算定するとともに、その結果については監査法人の監査を受けるなど、適正な計上に努めております。

#### (2) リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関

エクスポージャーの種類ごとの判定に使用する適格格付機関は以下のとおりです。

- ・法人向けエクスポージャー ○ 格付投資情報センター(R&I) ○ 日本格付研究所(JCR) ○ ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク  
○ S&Pグローバル・レーティング ○ フィッチ・レーティングスリミテッド
- ・金融機関向けエクスポージャー ○ カントリー・リスク・スコア

### 4. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスク削減手法とは、金庫が抱えている信用リスクを軽減化するための措置をいい、具体的には、預金担保、有価証券担保、保証などが該当します。当金庫では、融資の申し込みに際し、資金使途、返済財源、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から可否の判断をしており、担保や保証による保全措置は、あくまでも補完的な位置付けとして認識しております。したがって、担保又は保証に過度に依存しないような融資姿勢に徹しております。ただし、与信審査の結果、担保又は保証が必要な場合には、お客さまへの十分な説明とご理解をいただいたうえで、ご契約いただくなど適切な取扱いに努めております。

当金庫が扱う担保には、自金庫預金積金、有価証券、不動産等、保証には人的保証、信用保証協会保証、政府関係機関保証、民間保証等がありますが、その手続きについては、金庫が定める「融資事務規程」及び「不動産担保評価取扱要領」等により、適切な事務取扱い及び適正な評価を行っております。

また、手形貸付、割引手形、証書貸付、当座貸越、債務保証に関して、お客さまが期限の利益を失われた場合には、当該与信取引の範囲において、預金相殺を用いる場合があります。この際、信用リスク削減策の一つとして、金庫が定める「融資事務規程」や各種約定書等に基づき、法的に有効である旨確認のうえ、事前の通知や諸手続きを省略して払戻充当いたします。

なお、バーゼルⅢで定められている信用リスク削減手法には、適格担保として自金庫預金積金、上場株式、保証として住宅融資保険、しんきん保証基金、その他未担保預金等が該当します。そのうち保証に関する信用度の評価については、住宅融資保険は政府保証と同様、しんきん保証基金は適格格付機関が付与している格付により判定しております。

また、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されております。

### 5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

派生商品の直接取引及び長期決済期間取引はありません。

### 6. 証券化エクスポージャーに関する事項

#### (1) リスク管理の方針及びリスク特性の概要

証券化とは、金融機関が保有するローン債権や企業が保有する不動産など、それらの資産価値を裏付けに証券として組み替え、第三者に売却して流動化することを指します。一般的には証券の裏付けとなる原資産の保有者であるオリジネーターと、証券を購入する側である投資家に大きく分類されますが、当金庫においては該当ありません。

当該証券投資にかかるリスクの認識については、市場動向、裏付資産の状況、時価評価及び適格格付機関が付与する格付情報などにより把握するとともに、必要に応じてALM委員会に諮り、適切なリスク管理に努めております。

#### (2) 自己資本比率告示第248条第1項第1号から第4号までに規定する体制の整備及びその運用状況の概要

証券化エクスポージャーにつきましては、経営企画部が半期ごとに以下の事項について購入先から情報を収集し、リスク管理部に報告しております。リスク管理部は、経営企画部からの報告の内容を確認し、必要に応じ信用補充の十分性、スキーム維持の蓋然性等の検証を行っております。また、証券化エクスポージャーにつきましては、余資運用規程の中で、その運用・管理の体制を整備しております。

- ① 保有する証券化エクスポージャーの包括的なリスク特性
- ② 保有する証券化エクスポージャーの裏付資産についての包括的なリスク特性及びパフォーマンス
- ③ 保有する証券化エクスポージャーにかかる証券化取引の構造上の特性

#### (3) 信用リスク削減手法として証券化取引を用いる場合の方針

該当ありません。

#### (4) 証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

当金庫は標準的手法を採用しております。

#### (5) 信用金庫又は信用金庫連合会が証券化目的導管体を用いて第三者の資産にかかる証券化取引を行った場合には、当該証券化目的導管体の種類及び当該信用金庫又は当該信用金庫連合会が当該証券化取引にかかる証券化エクスポージャーを保有しているかどうかの別

該当ありません。

(6) 信用金庫又は信用金庫連合会の子法人等及び関連法人等のうち、当該信用金庫又は当該信用金庫連合会が行った証券化取引にかかる証券化エクスポージャーを保有しているものの名称  
該当ありません。

(7) 証券化取引に関する会計方針

当該取引にかかる会計処理については、日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っております。

(8) 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下のとおりです。

- 格付投資情報センター(R&I) ○ 日本格付研究所(JCR) ○ ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク
- S&Pグローバル・レーティング ○ フィッチ・レーティングスリミテッド

(9) 定量的な情報に重要な変更が生じた場合には、その内容

該当ありません。

## 7. オペレーショナル・リスクに関する項目

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

当金庫では、オペレーショナル・リスクを「内部プロセス・人・システムが不適切であることもしくは機能しないこと、又は外生的事象が生起することから当金庫に生じる損失にかかるリスク」と定義しています。当金庫は、オペレーショナル・リスクについて、事務リスク、システムリスク、法務リスク、人的リスク、有形資産リスク、風評リスクの各リスクを含む幅広いリスクと考え、管理態勢や管理方法に関するリスク管理の基本方針をそれぞれのリスクについて定め、確実にリスクを認識し、評価・計測しております。

リスクの計測に関しては、当面、基礎的手法を採用することとし、態勢を整備しております。

(2) オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当金庫は基礎的手法を採用しております。

## 8. 銀行勘定における出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

銀行勘定における出資等又は株式エクスポージャーにあたるものは、上場株式、非上場株式、子会社・関連会社、株式関連投資信託、その他ベンチャーファンド又は投資事業組合への出資金が該当します。

そのうち、上場株式、株式関連投資信託にかかるリスクの認識については、時価評価及び最大予想損失額(VaR)によるリスク計測によって把握するとともに、運用状況に応じてALM委員会に諮り投資継続の是非を協議するなど、適切なリスク管理に努めております。また、株式関連商品への投資は、証券化商品と同様、有価証券にかかる投資方針の中で定める投資枠内での取引に限定するとともに、基本的には債券投資のヘッジ資産として位置付けており、ポートフォリオ全体のリスク・バランスに配慮した運用を心掛けております。なお、取引にあたっては、当金庫が定める「余資運用規程」に基づいた厳格な運用・管理を行っております。

非上場株式、子会社・関連会社、その他ベンチャーファンド又は投資事業組合への出資金に関しても、「余資運用規程」に基づいた厳格な運用・管理を行っております。また、リスクの状況は、財務諸表や運用報告を基にした評価による定期的なモニタリングを実施するとともに、その状況については、適宜、経営陣へ報告を行うなど、適切なリスク管理に努めております。

なお、当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「有価証券保有区分規程」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っております。

## 9. 銀行勘定の金利リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける金融資産・負債の経済価値や、金融資産・負債から得られる将来収益(金利収益)が変動するリスクをいいます。

当金庫は、保有するすべての金利感応資産・負債を管理対象として金利リスクを計測し、適切なリスクコントロールを図ることとしております。金利リスクの計測については、 $\Delta$ EVE(金利変動に伴う経済価値の変化量)、 $\Delta$ NII(金利変動に伴う純金利収入の変化量)、VaR(バリュー・アット・リスク)、BPV(ベース・ポイント・バリュー)といった金利リスク指標を用いており、リスク管理部が月次でALM委員会及び常勤理事会に報告し適切に管理しているほか、自己資本に照らし許容可能な水準に収まっているかどうかモニタリングしております。

なお、金利リスクを削減する際は、有価証券の購入・売却、あるいはヘッジ取引により対応する方針としております。

(2) 金利リスクの算定手法の概要

① 開示告示に基づく定量的開示の対象となる $\Delta$ EVE及び $\Delta$ NIIに関する事項

a. 流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期

流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.25年です。

b. 流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期

流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。

c. 流動性預金への満期の割当て方法(コア預金モデル等)及びその前提

流動性預金への満期の割当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しております。

d. 固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約に関する前提

固定金利貸出の期限前返済及び定期預金期限前解約については、金融庁が定める保守的な前提を採用しております。

e. 複数の通貨の集計方法及びその前提

$\Delta$ EVE及び $\Delta$ NIIが正となる通貨のみを単純合算して集計しております。

f. スプレッドに関する前提

スプレッド及びその変動は考慮しておりません。

g. 内部モデルの使用等、 $\Delta$ EVE及び $\Delta$ NIIに重大な影響を及ぼすその他の前提

内部モデルは使用しておりません。

h. 前事業年度の開示からの変動に関する説明

金利リスクのうち、 $\Delta$ EVE(最大値: 上方パラレルシフト)については、前事業年度比1,428百万円増加し8,732百万円となりました。なお、 $\Delta$ NIIについては、変化はありません。

② 自己資本の充実度の評価、ストレステスト、リスク管理、収益管理、経営上の判断その他の目的で、開示告示に基づく定量的開示の対象となる $\Delta$ EVE及び $\Delta$ NII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

a. 金利ショックに関する説明

自己資本の充実度の評価やストレステストの実施にあたり、過去のストレステスト発生時や、過去一定期間における金利上昇幅を参考に、当金庫全体の金利リスクの影響を定期的に検証しております。

b. 金利リスクの計測の前提及びその意味

統合的リスク管理の枠組みの中で、金利リスクを含む市場リスク全体をVaR法により計測しております。

また、VaR法に基づく市場リスク量が、リスクカテゴリ毎に配賦されたリスク資本の範囲内に収まっているかどうかモニタリングすることで健全性を確保しております。

## ■ 連結における事業年度の開示事項

該当ありません。

# バーゼルⅢ第3の柱による自己資本の構成に関する開示事項

## ■ I. 単体における事業年度の開示事項

### 1. 自己資本の構成に関する開示事項

(単位:百万円)

項 目	令和元年度	令和2年度
コア資本に係る基礎項目(1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	13,279	13,432
うち、出資金及び資本剰余金の額	1,740	1,708
うち、利益剰余金の額	11,573	11,757
うち、外部流出予定額(△)	34	34
うち、上記以外に該当するものの額	△0	△0
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	175	459
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	175	459
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	8	6
コア資本に係る基礎項目の額(イ)	13,462	13,898
コア資本に係る調整項目(2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	45	57
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	45	57
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	3	1
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額(ロ)	48	59
自己資本		
自己資本の額((イ)-(ロ))(ハ)	13,414	13,839
リスク・アセット等(3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	143,322	136,590
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△1,379	△1,379
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△1,425	△1,425
うち、上記以外に該当するものの額	45	45
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	7,060	7,183
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額(ニ)	150,392	143,773
自己資本比率		
自己資本比率((ハ)/(ニ))	8.91%	9.62%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。

なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。



# バーゼルⅢ第3の柱による定量的な開示事項

## 2. 定量的な開示事項

### (1) 自己資本の充実度に関する事項

(単位:百万円)

	令和元年度		令和2年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスクアセット・所要自己資本の額の合計	143,332	5,733	136,590	5,463
① 標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	140,050	5,602	132,644	5,305
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	82	3	82	3
我が国の政府関係機関向け	623	24	608	24
地方三公社向け	—	—	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	12,997	519	11,980	479
法人等向け	50,543	2,021	48,708	1,948
中小企業等向け及び個人向け	37,360	1,494	35,857	1,434
抵当権付住宅ローン	6,894	275	6,588	263
不動産取得等事業向け	17,589	703	15,904	636
3ヵ月以上延滞等	607	24	699	27
取立未済手形	13	0	13	0
信用保証協会等による保証付	1,445	57	1,290	51
株式会社地域活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
出資等	1,513	60	811	32
出資等のエクスポージャー	1,513	60	811	32
重要な出資等のエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外	10,379	415	10,099	403
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のもにに係るエクスポージャー	2,375	95	2,375	95
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	1,277	51	1,277	51
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	921	36	910	36
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外のエクスポージャー	5,804	232	5,536	221
② 証券化エクスポージャー	—	—	—	—
証券化	—	—	—	—
STC要件適用分	—	—	—	—
非STC要件適用分	—	—	—	—
再証券化	—	—	—	—
③ リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	4,661	186	5,325	213
ルック・スルー方式	4,661	186	5,325	213
マナート方式	—	—	—	—
蓋然性方式(250%)	—	—	—	—
蓋然性方式(400%)	—	—	—	—
フォールバック方式(1250%)	—	—	—	—
④ 経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	45	1	45	1
⑤ 他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△1,425	△57	△1,425	△57
⑥ CVAリスク相当額を8%で除して得た額	—	—	—	—
⑦ 中央清算機関関連エクスポージャー	0	0	0	0
ロ. オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	7,060	282	7,183	287
ハ. 単体総所要自己資本額(イ+ロ)	150,392	6,015	143,773	5,750

(注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセット×4%  
 2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。  
 3. 「3ヵ月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」「国際決済銀行等向け」を除く)においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

4. 当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しています。

<オペレーショナル・リスク(基礎的手法)の算定方法>  

$$\frac{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}}$$

5. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

## バーゼルⅢ第3の柱による定量的な開示事項

(2)信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)

イ.信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

<地域別・業種別・残存期間別>

(単位:百万円)

エクスポージャー 区分	信用リスクエクスポージャー期末残高								3か月以上延滞 エクスポージャー	
			貸出金、コミットメント 及びその他の デリバティブ以外の オフ・バランス取引		債 券		デリバティブ取引			
	元年度	2年度	元年度	2年度	元年度	2年度	元年度	2年度	元年度	2年度
国 内	296,570	318,382	183,262	191,680	65,180	78,954	—	—	945	1,133
国 外	11,727	11,621	—	—	11,727	11,621	—	—	—	—
地 域 別 合 計	308,297	330,003	183,262	191,680	76,907	90,575	—	—	945	1,133
製 造 業	34,755	38,066	24,030	25,520	10,102	12,301	—	—	53	78
農 業、林 業	247	189	247	189	—	—	—	—	—	—
漁 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	116	80	116	80	—	—	—	—	—	—
建 設 業	13,893	15,697	13,593	15,398	299	299	—	—	257	95
電気・ガス・熱供給・水道業	5,692	6,770	2,589	2,867	3,099	3,899	—	—	—	—
情 報 通 信 業	2,096	2,648	157	132	1,905	2,503	—	—	—	—
運 輸 業、郵 便 業	12,427	14,582	9,036	10,192	3,311	4,310	—	—	33	32
卸 売 業、小 売 業	13,884	15,795	9,461	10,696	4,400	5,099	—	—	64	11
金 融 業、保 険 業	55,647	56,441	9,523	9,509	6,294	6,950	—	—	—	—
不 動 産 業	34,768	33,309	30,161	29,062	4,600	4,247	—	—	198	643
各 種 サ ー ビ ス	18,095	20,755	17,636	19,856	300	800	—	—	188	157
国・地方公共団体等	43,333	52,724	20,045	21,720	23,259	30,938	—	—	—	—
個 人	46,641	46,355	46,641	46,355	—	—	—	—	148	114
そ の 他	26,696	26,588	20	99	19,334	19,225	—	—	—	—
業 種 別 合 計	308,297	330,003	183,262	191,680	76,907	90,575	—	—	945	1,133
1 年 以 下	52,010	35,122	28,060	23,067	1,672	5,216	—	—	—	—
1 年 超 3 年 以 下	26,976	42,604	11,634	13,161	11,842	11,443	—	—	—	—
3 年 超 5 年 以 下	33,507	29,134	19,287	16,247	14,219	12,864	—	—	—	—
5 年 超 7 年 以 下	20,338	28,284	14,756	17,087	5,461	11,044	—	—	—	—
7 年 超 10 年 以 下	37,331	53,734	21,482	35,229	15,756	18,504	—	—	—	—
10 年 超	119,522	122,019	87,567	86,516	27,955	31,502	—	—	—	—
期間の定めのないもの	18,609	19,103	473	371	—	—	—	—	—	—
残 存 期 間 別 合 計	308,297	330,003	183,262	191,680	76,907	90,575	—	—	—	—

- (注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く。  
 2. 「3か月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。  
 3. 上記の「その他」とは、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分に分類することが、困難なエクスポージャーです。  
 4. CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

ロ.一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

9ページ「貸倒引当金の内訳」をご覧ください。

八. 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

(単位:百万円)

	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
					目的使用		その他					
	元年度	2年度	元年度	2年度	元年度	2年度	元年度	2年度	元年度	2年度	元年度	2年度
製造業	61	40	40	81	8	1	52	39	40	81	419	4
農業、林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
漁業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	30	32	32	47	16	6	14	25	32	47	39	—
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
情報通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
運輸業、郵便業	9	8	8	8	—	—	9	8	8	8	—	—
卸売業、小売業	29	267	267	246	6	28	23	239	267	246	7	—
金融業、保険業	0	—	—	—	—	—	0	—	—	—	—	—
不動産業	301	273	273	459	4	1	296	271	273	459	—	—
各種サービス	168	150	150	199	0	0	168	150	150	199	12	0
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	85	102	102	89	3	3	82	99	102	89	2	—
合計	685	876	876	1,132	40	42	645	834	876	1,132	481	4

(注) 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

二. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円)

	エクスポージャーの額			
	令和元年度		令和2年度	
	格付有り	格付無し	格付有り	格付無し
0%	—	54,535	—	82,394
10%	—	26,918	—	24,719
20%	4,104	55,530	6,006	52,952
35%	—	19,847	—	18,954
40%	—	—	—	—
50%	29,536	116	37,808	446
70%	—	2,004	—	2,003
75%	—	46,004	—	41,896
100%	7,431	61,637	6,639	55,508
150%	—	261	—	309
250%	—	368	—	364
その他	—	—	—	—
合計	41,073	267,224	50,454	279,549

(注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。

2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。

3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー(経過措置による不算入額を除く)、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

## バーゼルⅢ第3の柱による定量的な開示事項

### (3)信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位:百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保証		クレジット・デリバティブ	
		令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー		4,280	3,294	13,177	15,857	—	—
1. ソブリン向け		—	—	372	490	—	—
2. 金融機関向け		—	—	—	—	—	—
3. 法人等向け		1,921	1,258	33	30	—	—
4. 中小企業等・個人向け		2,213	1,928	12,348	14,782	—	—
5. 抵当権付住宅ローン		17	14	77	97	—	—
6. 不動産取得等事業向け		107	40	31	12	—	—
7. 3ヵ月以上延滞等		0	0	127	129	—	—
8. その他		21	53	186	313	—	—

(注) 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

### (4)派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当ありません。

### (5)証券化エクスポージャーに関する事項

イ.オリジネーターの場合

該当ありません。

ロ.投資家の場合

①保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

該当ありません。

②保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額等

該当ありません。

③証券化エクスポージャーに関する経過措置の適用により算出される信用リスク・アセットの額

該当ありません。

### (6)出資等エクスポージャーに関する事項

イ.出資等エクスポージャーの貸借対照表計上額等

(単位:百万円)

	売買目的有価証券				その他有価証券で時価のあるもの									
	貸借対照表計上額		当期の損益に含まれた評価差額		取得原価(償却原価)		貸借対照表計上額		評価差額		うち益		うち損	
	元年度	2年度	元年度	2年度	元年度	2年度	元年度	2年度	元年度	2年度	元年度	2年度	元年度	2年度
上場株式等	—	—	—	—	1,623	628	1,387	640	△235	12	59	71	295	58
非上場株式等	—	—	—	—	164	164	165	164	1	—	1	—	—	—
合計	—	—	—	—	1,787	792	1,553	805	△234	12	60	71	295	58

(単位:百万円)

	その他有価証券で時価のないもの等	
	貸借対照表計上額	
	令和元年度	令和2年度
上場株式等	—	—
非上場株式等	1,303	1,296
合計	1,303	1,296

(注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。

2. 投資信託の裏付資産として出資等のエクスポージャーに該当するものは、一括して上場株式等に含めています。

3. 非上場株式等には、信金中央金庫出資金及び非上場株式等を計上しております。

ロ.子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額等  
該当ありません。

ハ.出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位:百万円)

	売却額						株式等償却	
			売却益		売却損			
	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度
出資等エクスポージャー	2,432	726	210	75	—	—	—	—

(7)リスク・ウエイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位:百万円)

	令和元年度	令和2年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	4,661	5,325
マナート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー	—	—

(8)金利リスクに関する事項

(単位:百万円)

IRRBB 1 : 金利リスク					
		ΔEVE		ΔNII	
		令和元年度末	令和2年度末	令和元年度末	令和2年度末
1	上方パラレルシフト	7,304	8,732	0	0
2	下方パラレルシフト	0	0	45	45
3	スティープ化	6,237	7,430		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	7,304	8,732	45	45
		令和元年度末	令和2年度末	令和元年度末	令和2年度末
8	自己資本の額	13,414	13,839	13,414	13,839

(注) 金利リスク算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。

## ■ II. 連結における事業年度の開示事項

該当ありません。



# 地域密着型金融の取組み状況

## 1. 中小企業の経営支援に関する取組み方針

当金庫は、経営支援を要する取引先に対して、経営相談や課題解決等を通じて個社別の支援活動を行うとともに、地域の面的再生にも積極的に寄与することで地域社会の再生・活性化に貢献すべく取組んでおります。

## 2. 中小企業の経営支援に関する態勢整備

中小企業者（個人事業主を含む）の経営支援に関する態勢につきましては、統括部署として本部に「企業サポート部」を設置し、中小企業診断士を配置するとともに、各営業店に「経営支援窓口」を設置し、お客さまの経営実態に即した経営支援が行えるよう態勢を整えております。また、平成24年11月5日付で経営革新等支援機関の認定を受け、お客さまに対して効率的かつ継続的に支援を行える態勢としております。

さらに、より実効性の高い経営支援を行うため外部専門家・外部機関との連携を積極的に推進し、経営支援態勢の強化を図っております。（令和3年3月末現在連携先…伊勢崎市、伊勢崎商工会議所、群馬伊勢崎商工会、群馬県信用保証協会、群馬県産業支援機構、群馬県中小企業診断士協会、群馬労働局他133機関）

## 3. 中小企業の経営支援に関する取組み状況

### (1) 創業・新規事業支援

ア. 群馬県産業支援機構、伊勢崎商工会議所、群馬伊勢崎商工会、群馬県信用保証協会、日本政策金融公庫等と定期的に情報交換を実施し、創業・新規事業のニーズに応えられるよう努めております。

イ. 県の創業関連制度融資、日本政策金融公庫と連携した創業支援ローン等の推進により、創業・新規事業の資金ニーズに応じております。

### (2) 成長段階における支援

ア. アイオー・ビジネススクール、新現役マッチング交流会、新入社員研修会、よろず支援拠点出張相談会、各種セミナーの開催等、お客さまの成長段階に合った経営支援を行っております。

イ. 事業性評価に基づき、お客さまの実態に即した経営支援を実施しております。

### (3) 経営改善・事業再生

ア. 群馬県中小企業再生支援協議会、群馬県信用保証協会、群馬県中小企業診断士協会等と連携して、お客さまの経営診断を実施し、経営課題の抽出・改善策の策定等を提供しております。

イ. 取引先の経営改善計画の策定支援や、計画に基づく他行と協調した貸出金の条件変更にも多数対応し、資金繰りの円滑化を図っております。

ウ. 外部機関の専門的人材・ノウハウを活用し、個別案件に対応しております。

### (4) 事業承継

ア. 企業サポート部にて群馬県事業承継ネットワーク事務局や事業引継ぎ支援センター（令和3年4月より群馬県事業承継・引継ぎ支援センター）等と連携し、中小企業者の事業承継支援に取り組んでおります。

イ. 日本政策金融公庫と連携した事業承継ローンの取扱いにより、事業承継にかかる資金ニーズに応じております。

## 4. 担保・保証に過度に依存しない融資等への取組み

### (1) 経営者保証に関するガイドラインの取組み

「経営者保証に関するガイドライン」及び「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客さまからお借入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するための態勢を整備しております。また、経営者保証の必要性については、お客さまとの丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務等の状況を把握し、同ガイドライン等の記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めております。

#### 【令和2年度実績】

新規に無保証で融資した件数 …………… 2,901件

新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合 …………… 52.44%

保証契約を解除した件数 …………… 19件

### (2) 動産・売掛金担保融資（ABL）の取組み

動産・売掛金担保融資（ABL）等推進のため、動産評価アドバイザーを融資部に配置し、お客さまの資金需要に応えられるよう努めております。（令和2年度…10件327百万円融資実行）

## 5. 企業の将来性・技術力を的確に評価できる人材育成への取組み

事業再生・中小企業金融の円滑化に向けて、企業に対する目利き力及びコンサルティング機能の向上のために、中小企業診断士有資格者の増員を図っております。（令和3年3月末現在有資格者…5名）

## 6. 地域活性化に関する取組み状況

アイオー・ビジネススクール、新現役マッチング交流会、新入社員研修会、よろず支援拠点出張相談会、ビジネスマッチングフェア、各種セミナー・相談会の開催、アイオービジネスネット（ビジネスプラザ・アイオー商店街）の拡充等、事業者支援の仕組みを構築することにより地域の活性化に努めております。

# 総代会制度

## 総代会制度について

信用金庫は、会員同士の「相互信頼」と「互恵」の精神を基本理念に、会員一人ひとりの意見を最大の価値とする協同組織金融機関です。したがって、会員は出資口数に関係なく、1人1票の議決権を持ち、総会を通じて当金庫の経営に参加することとなります。しかし、当金庫では、会員数がたいへん多く、総会の開催は事実上不可能です。そこで、当金庫では、会員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代えて総代会制度を採用しております。

この総代会は、決算、取扱業務の決定、理事・監事の選任等の重要事項を議決する最高意思決定機関です。したがって、総代会は、総会と同様に、会員一人ひとりの意見が当金庫の経営に反映されるよう、総代構成のバランス等に配慮し、選任地域ごとに総代候補者を選考する選考委員会を設け、会員の中から適正な手続きにより選任された総代により運営されます。

さらに、当金庫では、総代会に限定することなく、日常の事業活動を通じて、総代や会員とのコミュニケーションを大切にし、さまざまな経営改善に取り組んでおります。

なお、総代会の運営に関するご意見やご要望につきましては、お近くの営業店までお寄せください。

## 総代とその選任方法

### (1) 総代の任期・定数

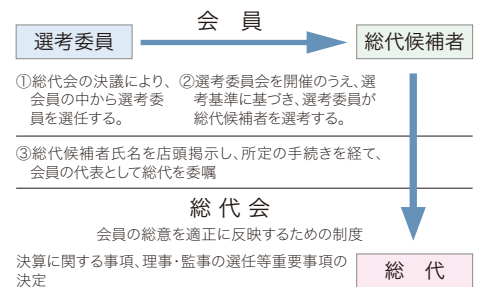
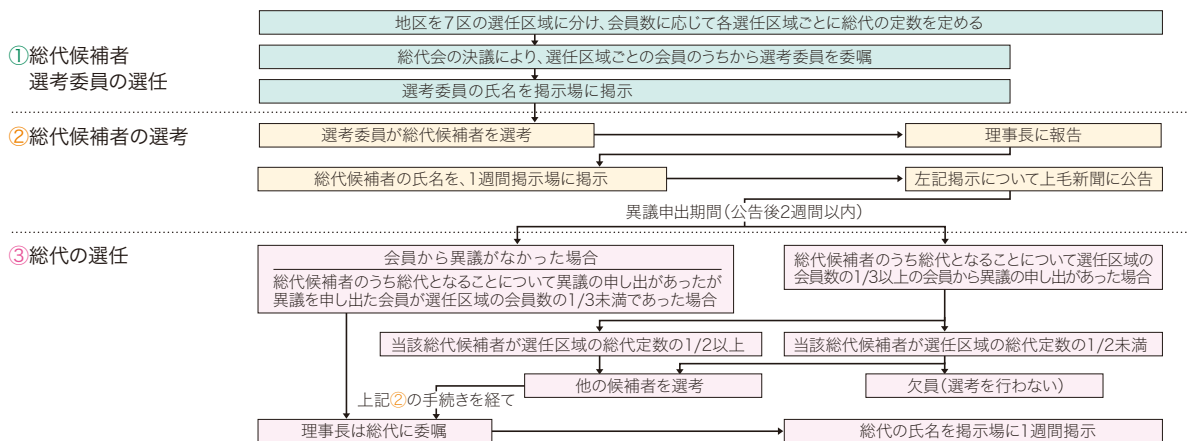
- 総代の任期は3年です。
- 総代の定数は、100人以上150人以内で、会員数に応じて選任区域ごとに定められております。なお、令和3年6月22日現在の総代数は124人です。

### (2) 総代の選任方法

総代は、会員の代表として、会員の総意を当金庫の経営に反映する重要な役割を担っております。そこで総代の選考は、総代候補者選考基準に基づき、次の3つの手続を経て選任されます。

- ① 総代会の決議により、会員の中から総代候補者選考委員を選任する。
- ② 選考委員会を開催のうえ、総代候補者選考委員が総代候補者を選考する。
- ③ 上記②により選考された総代候補者を選考委員が信任する(異議があれば申し立てる)。

### (3) 総代が選任されるまでの手続について



- 〈総代候補者選考基準〉**  
当金庫の総代を選考するにあたって、基準を次のとおり定める。
1. 資格要件  
当金庫の会員であること
  2. 適格要件  
(1) 総代として相応しい見識を有していること  
(2) 良識をもって正しい判断ができる人であること  
(3) 地域における信望が厚く、総代として相応しい人であること  
(4) 地域での居住年数が長く、人縁関係が深い方  
(5) 行動力があり、積極的な方  
(6) 人格・識見に優れ、当金庫の発展に寄与できる方  
(7) 金庫の理念・使命をよく理解し、金庫との緊密な取引関係を有する方

## 総代の属性別構成比

職業別	法人・法人代表者 87.1%、個人事業主 8.9%、個人 4.0%
年代別	70代以上 34.7%、60代 37.1%、50代 23.4%、40代以下 4.8%
業種別	製造業 36.7%、サービス業 20.8%、卸・小売業 16.7%、建設業 15.8%、不動産業 5.8%、運輸・通信業 2.5%、電気・ガス・水道・熱供給 0.8%、医療保健福祉 0.8%

※業種別の構成比は、法人・法人代表者、個人事業主に限る。

## 総代名簿

(令和3年6月22日現在)

第一区 (21名)	第二区 (17名)	第三区 (23名)	第四区 (24名)	第五区 (14名)	第六区 (13名)	第七区 (12名)
伊勢崎市	伊勢崎市・佐波郡玉村町・前橋市・高崎市・藤岡市	伊勢崎市	伊勢崎市	太田市	太田市	太田市・館林市・邑楽郡・桐生市・みどり市・足利市・本庄市・児玉郡上里町・その他地区
阿久津光康⑥; 中島 明⑥; 板垣 雅直③; 根岸由紀夫⑥; 井野 富夫⑥; 中島 建⑦; 大沢 啓一⑦; 平野 正孝②; 荻野 芳夫③; 宮入 良明⑥; 小倉 正志①; 矢内 信弘⑥; 柏井 喜市⑤; 渡辺 元⑥; 上柿 敬一④; 久保田昌子⑥; 齋藤 利雄⑥; 齋藤 昌彦①; 須藤 哲男⑦; 田中 誠一⑦; 武井 大輔①;	新井 邦彦①; 細木 大亮⑥; 石原 誠①; 松崎 和男⑥; 泉 哲雄③; 由井 寛治⑥; 梅田 浩行⑥; 荻原 高志①; 小野 岳彦③; 川端 郁夫⑥; 倉金 慶児①; 後藤 昌甲⑥; 小林 克禎⑥; 大澤 栄①; 齋藤 元秀②; 武井 義夫③; 手島 章夫①;	新井 衛⑤; 蜂矢 可弥①; 新井 龍一⑤; 羽鳥 基宏⑦; 磯 定雄⑦; 堀越 三郎③; 内山 修一⑥; 松村 元雄③; 岡部 洋行⑦; 篠 文丸⑥; 栗原 利仁⑤; 村岡 幹彦⑥; 小林 理人⑥; 村田 隆英⑥; 小林 宏⑥; 森田 高史③; 提橋 了一⑦; 渡辺 良之②; 重田 一雄⑥; 関根 一雄⑥; 鷹巣 修③; 田澤 透③; 塚田 政義⑥;	赤石暁一郎③; 須田 友幸⑥; 天田 誉哉③; 田島 康助②; 天田 光俊⑥; 田島 幸男⑥; 石川 純一⑥; 田島 義文②; 石川 弘⑦; 都丸 勇⑥; 岩瀬 正範⑥; 中里 盛人③; 小澤 弘⑥; 長沼 宏泰②; 川島 和美①; 成瀬 義雄⑥; 栗原 直貴⑤; 細谷 康夫②; 久保田一夫⑥; 松本 泰明③; 齋藤 良明①; 櫻場 弘夫⑥; 島田 秀男⑥; 下田 進⑥;	岡本 秀道②; 石川 好伸⑥; 小坂橋 勉②; 井上 隆②; 小島 俊孝⑥; 大久保克美①; 小平 稔③; 小笠原尊正①; 佐藤 隆⑦; 金井 光司⑥; 鈴木 信昭④; 栗林 盛男⑥; 関口 誠一②; 斉藤 雅彦⑥; 高橋嘉一郎⑥; 坂本 薫⑥; 津久井伸昭③; 長南 清仁⑤; 中川 浩一⑥; 中塚 純一⑦; 仲川 昌男⑥; 野村 明裕⑥; 平野 正好①; 松本 徹⑥; 山崎 正紀①; 茂木 豊次⑦; 横山 博⑦;	石川 雅之⑥; 大美賀知良②; 金井 俊行⑦; 木村 克光①; 木村 剛①; 霜田 雅行①; 萩原 孝子⑤; 羽柴 孝之⑤; 星野 正義②; 高橋 正彌③; 村田 茂③; 渡辺 知宜①;	

※氏名の右の数字は、平成14年1月4日以降の就任回数を示しています。 ※敬称を省略させて頂きましたので、ご了承ください。

## 第100回通常総代会の決議事項

令和3年6月22日に第100回通常総代会が開催され、次の事項が付議され、それぞれ原案のとおり了承されました。

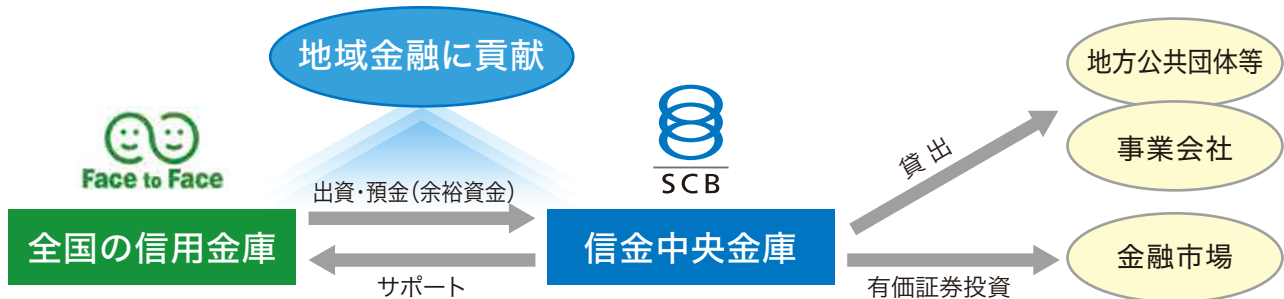
- |                  |                        |                       |
|------------------|------------------------|-----------------------|
| 第1号議案 剰余金処分案承認の件 | 第3号議案 監事選任の件           | 第5号議案 定款15条に基づく会員除名の件 |
| 第2号議案 理事選任の件     | 第4号議案 退任理事に対し退職慰労金贈呈の件 |                       |

# 信金中央金庫のご案内 ～ 信用金庫の「中央金融機関」～

信金中央金庫(略称:信金中金)は、全国の信用金庫を会員とする協同組織形態の金融機関であり、信用金庫の中央金融機関として昭和25年に創立しました。

さまざまな金融商品・サービスを提供しているほか、全国の信用金庫から預け入れられた豊富な資金を国内外の金融市場における有価証券投資や事業会社などへの貸出により運用しています。

また、信金中金は、「地域の課題を解決する機能」、「信用金庫のセントラルバンク機能」および「機関投資家としての機能」を有しており、地域社会の皆さまに質の高いサービスを提供することで、地域におけるさまざまな課題を解決し、信用金庫とともに持続的な成長を目指しています。



## 概要 (令和3年3月末現在)

証券コード ●8421(東証上場)

資金量 ●35兆円

役職員数 ●1,248人

拠点数 ●国内 14店舗 ●海外 6拠点

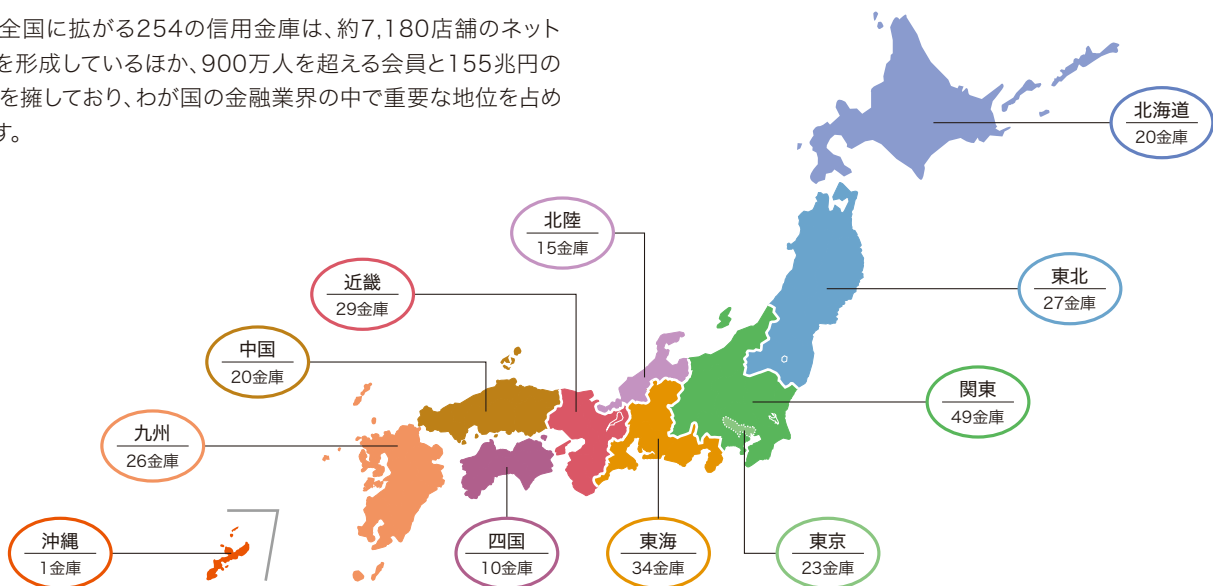
## 外部格付 (令和3年3月末現在)

信金中金は、邦銀トップクラスの格付を有しております。

格付会社	長期
Moody's	A1
S&Pグローバル・レーティング	A
格付投資情報センター	A+
日本格付研究所	AA

## 信用金庫業界のネットワーク (令和3年3月末現在)

日本全国に広がる254の信用金庫は、約7,180店舗のネットワークを形成しているほか、900万人を超える会員と155兆円の預金量を擁しており、わが国の金融業界の中で重要な地位を占めています。



**アイオー信用金庫**

〒372-8666 群馬県伊勢崎市中央町20番17号  
TEL: 0270-30-5000(代) FAX: 0270-24-4477

発行日: 令和3年7月 発行・編集: アイオー信用金庫 経営企画部